

書面の電磁的な方法による交付に関して

金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、金融商品取引業者は金融商品取引契約を締結しようとする際には、あらかじめ法令で定める事項を記載した書面を交付することが義務付けられています。

当社は、これらの書面について、原則として電磁的方法により交付するものとし、お客さまはこれに同意するものとします。ただし、お客さまから書面による交付の希望があった場合には、当社は書面による交付に切り替えて対応するものとします。

【電磁的交付の対象書面】

- (1) 店頭デリバティブ取引に係るご注意
- (2) 店頭デリバティブ取引約款
- (3) 店頭デリバティブ取引説明書
- (4) 投資助言に係る契約締結前の書面
- (5) 契約締結時の書面（投資助言）兼 投資顧問契約書
- (6) 反社会的勢力でないことの確約に関する同意書
- (7) その他当社が必要と認める書面

【電磁的方法の種類】

1. 当社の取引画面にログイン後、当社所定の方法により書面内容を画面上で閲覧する方法
2. お客さまの登録メールアドレス宛に、当社所定の方法により書面内容を送信する方法
3. 電気通信回線を通じて、閲覧ファイルにより書面内容を提供する方法

【補足事項】

1. 法令の変更その他やむを得ない事由により、当社は電子交付に代えて紙媒体により交付する場合があります。
2. お客さまの届け出住所またはメールアドレス宛に当社が行った通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。